

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第1章 総則	第1章 総則
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱
2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 <u>四国行政評価支局</u> 1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の設置 3 特別行政相談所の開設	2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱 (4) 指定地方行政機関 <u>(新設)</u>
四国森林管理局（香川森林管理事務所） 1 森林整備事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止 <u>等の治山</u> 事業の実施 2 保安林（国有林）の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等	四国森林管理局（香川森林管理事務所） 1 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止 <u>に関する</u> 事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の供給 4 民有林における災害時の応急対策等
四国地方整備局 1～5 略 6 空港 <u>滑走路等の</u> 応急復旧 7 略	四国地方整備局 1～5 略 6 空港の <u>災害</u> 復旧 7 略
第2章 災害予防計画	第2章 災害予防計画

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>第1節 治山対策計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3)～(6)</u></p>	<p>第1節 治山対策計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 流域保全総合治山事業</u></p> <p>県は、<u>流域保全上重要な水系の上流域において、治山ダム工、山腹工等の施設整備や間伐や植栽等の森林整備による荒廃森林の整備を行う。</u></p> <p><u>(4)～(7)</u></p>
<p>第2節 砂防対策計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 要配慮者利用施設対策</p> <p>① 略</p> <p>② 市町は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。</p> <p>また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時</u>から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整</p>	<p>第1節 治山対策計画</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 要配慮者利用施設対策</p> <p>① 略</p> <p>② 市町は、市町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。</p> <p>また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時</u>から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>備、避難行動要支援者の<u>避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成</u>等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。</p> <p>なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。</p> <p>③ 略</p>	<p>整備、避難行動要支援者の<u>避難支援計画の策定</u>等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。</p> <p>なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。</p> <p>③ 略</p>
<p>第3節 河川防災対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>本県には、一級河川が 16 河川（流路延長 87,157m）、二級河川が 275 河川（流路延長 1,007,453m）、準用河川が 116 河川（流路延長 <u>83,091m</u>）あり、このうち一級河川土器川水系の指定区間外については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市町が管理している。</p> <p>略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 河川工事の実施</p> <p>河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。</p> <p>① 河川維持修繕</p> <p>河川管理者は、<u>平時</u>から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の</p>	<p>第3節 河川防災対策計画</p> <p>1 現況</p> <p>本県には、一級河川が 16 河川（流路延長 87,157m）、二級河川が 275 河川（流路延長 1,007,453m）、準用河川が 116 河川（流路延長 <u>83,137m</u>）あり、このうち一級河川土器川水系の指定区間外については国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市町が管理している。</p> <p>略</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 河川工事の実施</p> <p>河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。</p> <p>① 河川維持修繕</p> <p>河川管理者は、<u>平常時</u>から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>除去等を行う。</p> <p>②～④ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>土砂の除去等を行う。</p> <p>②～④ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>第12節 道路災害予防計画</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>(1) 道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。 ・ 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事を行うとともに、<u>長寿命化修繕計画</u>を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。 <p>略</p>	<p>第12節 道路災害予防計画</p> <p>2 道路施設等の整備</p> <p>(1) 道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。 ・ 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事を行うとともに、<u>長寿命化計画</u>を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。 <p>略</p>
<p>第13節 原子力災害予防計画</p> <p>原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の<u>原子力災害医療体制</u>の整備等を図る。</p>	<p>第13節 原子力災害予防計画</p> <p>原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の<u>保健医療体制</u>の整備等を図る。</p>
主な実施機関	主な実施機関

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>県（水資源対策課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>保健福祉総務課</u>、<u>医療政策課</u>、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、<u>空港振興課</u>、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、病院局、教育委員会）、警察本部、市町、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力（株）、中国電力（株））、防災関係機関</p>	<p>県（水資源対策課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>健康福祉総務課</u>、<u>医務国保課</u>、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、病院局、教育委員会）、警察本部、市町、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力（株）、中国電力（株））、防災関係機関</p>
<p>5 緊急時の保健医療体制の整備</p> <p>県は、国、市町、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や<u>被ばくや汚染に係る（検査）及び簡易除染の実施等が可能な緊急時の原子力災害医療体制</u>の整備を図る。</p>	<p>5 緊急時の保健医療体制の整備</p> <p>県は、国、市町、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や<u>身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制</u>の整備を図る。</p>
<p>6 広域的な応援体制の整備</p> <p>県及び市町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や<u>一時移転</u>を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。</p>	<p>6 広域的な応援体制の整備</p> <p>県及び市町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や<u>一時避難</u>を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。</p>
<p>7 知識の普及・啓発</p> <p>県、市町、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、<u>平時</u>から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。</p>	<p>7 知識の普及・啓発</p> <p>県、市町、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、<u>平常時</u>から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。</p>
第14節 危険物等災害予防計画	第14節 危険物等災害予防計画

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>1 概要</p> <p>本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>3,672</u> 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス<u>関係事業所</u>が延べ 480 事業所、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>89</u> 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 41 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。</p>	<p>1 概要</p> <p>本県には、消防法に基づく危険物施設が <u>3,796</u> 施設、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの<u>製造施設等</u>が 1,565 施設、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設が <u>99</u> 施設、毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物製造・輸入業者及び届出を要する業務上取扱者が 41 業者あり、各事業者は、防災訓練の実施や施設等の耐震性の向上を図るなど災害の発生及び拡大防止に努めている。</p>
<p>第 15 節 大規模火災予防計画</p> <p>3 消火活動体制の整備</p> <p>市町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。</p>	<p>第 15 節 大規模火災予防計画</p> <p>3 消火活動体制の整備</p> <p>市町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。</p>
<p>第 16 節 林野火災予防計画</p> <p>1 消防施設等の整備</p> <p>県及び市町は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。 ・ <u>熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を図る。</u> 	<p>第 16 節 林野火災予防計画</p> <p>1 消防施設等の整備</p> <p>県及び市町は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<ul style="list-style-type: none"> 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。 <u>水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図る。</u> <p>2 空中消火体制の整備等</p> <p>県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターによる空中消火用資機材の整備、<u>活動拠点</u>、広域航空応援体制の整備等を積極的に推進する。</p> <p><u>4 林野火災に対する警戒の強化</u></p> <p><u>市町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u></p> <p><u>また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>5 森林所有（管理）者に対する指導</u></p> <p>略</p>	<ul style="list-style-type: none"> 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。 <p>2 空中消火体制の整備等</p> <p>県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターによる空中消火用資機材の整備、広域航空応援体制の整備等を積極的に推進する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 森林所有（管理）者に対する指導</u></p> <p>略</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<u>6 防災訓練の実施</u> 県及び市町は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的かつ効果的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。	<u>5 防災訓練の実施</u> 県及び市町は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
<u>7 防災意識の啓発</u> 県及び市町は、 <u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、火の取扱いや不始末による出火の危険性等を周知するため、林野火災の多発する時期や、山火事予防運動等の機会を捉え、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター、SNS等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。</u>	<u>6 防災意識の啓発</u> 県及び市町は、 <u>林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。</u>
第19節 防災施設等整備計画	
4 通信施設等 (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。 略 ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた <u>平時</u> からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。 略 ・ <u>平時</u> から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機	第19節 防災施設等整備計画 4 通信施設等 (1) 県、市町及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。 略 ・ 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた <u>平常時</u> からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。 略 ・ <u>平常時</u> から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>関等との連携による通信訓練を行う。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p>	<p>機関等との連携による通信訓練を行う。</p> <p>略</p> <p>(2) 略</p>
<p>5 広域防災拠点等</p> <p>県は、<u>平時</u>には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。</p> <p>略</p>	<p>5 広域防災拠点等</p> <p>県は、<u>平常時</u>には県民が体験学習等を通じて災害の基本的な知識を習得し、初歩的な教育訓練を受けられる体験型啓発施設として機能し、要員待機施設となりうる建物や備蓄倉庫等を備え、災害時には県内外からの災害応急活動要員の集結、救援物資の集積、救援救助などの広域的な災害応急対策活動の拠点となる施設を整備する。</p> <p>略</p>
<p>第20節 防災業務体制整備計画</p> <p>1 職員の体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人才確保方策をあらかじめ整えるよう努める。</p>	<p>第20節 防災業務体制整備計画</p> <p>1 職員の体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県及び市町は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人才確保方策をあらかじめ整えるよう努める。</p>
<p>2 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>2 防災関係機関相互の連携体制</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど <u>平時</u> から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。	(1) 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど <u>平常時</u> から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
(7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。	(7) 県、市町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>
(8) <u>県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u>	
(9) <u>県及び市町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合</u>	

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>(10) 県及び市町は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</p> <p>(11)・(12) 略</p> <p>(13) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、<u>平時</u>からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p> <p>(14) 略</p>	
<p>3 民間事業者との連携</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県は、市町に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、<u>平常時</u>からその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。</p> <p>(11) 略</p>
<p>4 業務体制の構築</p> <p>市町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>	<p>3 民間事業者との連携</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>4 業務体制の構築</p> <p>市町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第21節 保健医療福祉救護体制整備計画	第21節 保健医療福祉救護体制整備計画
主な実施機関 県（ <u>保健福祉総務課</u> 、 <u>障害福祉課</u> 、 <u>医療政策課</u> 、 <u>薬務課</u> 、 <u>感染症対策課</u> ）、市町、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部	主な実施機関 県（ <u>健康福祉総務課</u> 、 <u>障害福祉課</u> 、 <u>医務国保課</u> 、 <u>薬務課</u> 、 <u>感染症対策課</u> ）、市町、（独）国立病院機構、日本赤十字社香川県支部
1 初期医療体制の整備 (1)・(2) 略 (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、 広域災害・救急医療情報システムの円滑な運用を図る。	1 初期医療体制の整備 (1)・(2) 略 (3) 県は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、 広域災害・救急・周産期医療情報システムを整備し、円滑な運用を図る。
5 広域的医療体制の整備 県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、 県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣 調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、 連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーター 及び災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。	5 広域的医療体制の整備 県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、 県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣 調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、 連絡体制等について調整、整備を行う。その際、災害医療コーディネーター は、県に対して適宜助言を行うものとする。
6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備 (1) 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療 福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総 合調整を <u>保健所や市町と連携し</u> 、遅滞なく行うための体制を整備するも のとする。 (2) 県は、平時から保健医療福祉活動チーム、保健所、市町等と合同での	6 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動 に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞 なく行うための体制を整備するものとする。

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前																																						
<p>訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</p> <p>(3) 県及び市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。</p>																																							
<p>8 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の整備</p> <p>県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）<u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るために継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p>	<p>8 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備</p> <p>県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るために継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p>																																						
<p>第22節 緊急輸送体制整備計画</p> <p>【第1次輸送確保路線】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道三木国分寺線</td> <td>高松市中間町</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三木津田線</td> <td>さぬき市津田町津田～寒川町神前</td> </tr> <tr> <td>県道円座香南線</td> <td>高松市中間町～香南町横井</td> </tr> <tr> <td>県道大屋富築港宇多津線</td> <td>坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町</td> </tr> <tr> <td>市道尾池丸田線</td> <td>高松市香南町横井～香南町由佐</td> </tr> <tr> <td>市道吉光高根線</td> <td>高松市香南町由佐</td> </tr> <tr> <td>市道宮下西大浜北線</td> <td>坂出市中央町～築港町</td> </tr> <tr> <td>市道西大浜北2号線</td> <td>坂出市西大浜北</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	県道三木国分寺線	高松市中間町	(削除)		県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前	県道円座香南線	高松市中間町～香南町横井	県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町	市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐	市道吉光高根線	高松市香南町由佐	市道宮下西大浜北線	坂出市中央町～築港町	市道西大浜北2号線	坂出市西大浜北	<p>第22節 緊急輸送体制整備計画</p> <p>【第1次輸送確保路線】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道三木津田線</td> <td>さぬき市津田町津田～寒川町神前</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道大屋富築港宇多津線</td> <td>坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	(追加)		県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前	(追加)		(追加)		県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町	(追加)		(追加)		(追加)	
路 線 名	区 間																																						
県道三木国分寺線	高松市中間町																																						
(削除)																																							
県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前																																						
県道円座香南線	高松市中間町～香南町横井																																						
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市西大浜北～宇多津町																																						
市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐																																						
市道吉光高根線	高松市香南町由佐																																						
市道宮下西大浜北線	坂出市中央町～築港町																																						
市道西大浜北2号線	坂出市西大浜北																																						
路 線 名	区 間																																						
(追加)																																							
県道三木津田線	さぬき市津田町津田～寒川町神前																																						
(追加)																																							
(追加)																																							
県道大屋富築港宇多津線	坂出市林田町～築港町、坂出市御供所町～宇多津町																																						
(追加)																																							
(追加)																																							
(追加)																																							

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後		修 正 前	
市道駅通り池之尻線	観音寺市植田町～池之尻町	(追加)	
市道駅池連絡 1 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
市道高速連絡 1 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
市道駅池連絡 2 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	
市道高速道路 2 号線	観音寺市池之尻町	(追加)	

【第 2 次輸送確保路線】	
路 線 名	区 間
県道土庄福田線	土庄町淵崎
(削除)	
県道太田上町志度線	高松市鹿角町～六条町
(削除)	
県道綾川国分寺線	綾川町滝宮、高松市国分寺町
(削除)	
県道大見吉津仁尾線	三豊市三野町
県道高松志度線	高松市室町～さぬき市志度
(削除)	
臨海道路 F 地区 1 号線	高松市朝日町
市道浜ノ町錦町線	高松市サンポート
(削除)	
(削除)	
(削除)	
市道橘・中新名線	高松市国分寺町

路 線 名	区 間
(追加)	
県道円座香南線	高松市中間町～岡本町、高松市香南町池内～香南町横井
県道太田上町志度線	高松市鹿角町～林町
県道千疋高松線	高松市岡本町～香南町池内
県道綾川国分寺線	綾川町滝宮
県道多度津停車場線	多度津町栄町
(追加)	
県道高松志度線	高松市木太町～さぬき市志度
臨海道路宮浦臨港道路 1 号	直島町
(追加)	
(追加)	
市道尾池丸田線	高松市香南町横井～香南町由佐（全線）
市道吉光高根線	高松市香南町由佐
市道花ノ宮木太線	高松市室町～木太町
(追加)	
(追加)	

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後		修 正 前		
市道東山崎龜田線	高松市東山崎町	(追加)		
市道本山前田線	高松市東山崎町	(追加)		
市道番の州町線	坂出市番の州町	(追加)		
市道西埋立地 3 号線	坂出市築港町	(追加)		
市道ファクトリーパーク長尾幹線	さぬき市昭和	(追加)		
市道ファクトリーパーク長尾 2 号線	さぬき市昭和	(追加)		
町道 20 号線	多度津町桜川 2 丁目	(追加)		
町道 206 号線	多度津町寿町	(追加)		
町道 255 号線	多度津町寿町	(追加)		
【防災機能強化港】		【防災機能強化港】		
港 湾 名	種 別	管 理 者	地 区 名	輸送確保路線への連絡経路
宮 浦 港	〃	〃	宮浦地区	→宮浦臨港道路→県道北風戸積浦線
【緊急輸送路図】		<u>(全面的に修正)</u>		
第 2 3 節 避難体制整備計画		第 2 3 節 避難体制整備計画		
主な実施機関		主な実施機関		
県（危機管理課、 <u>保健福祉総務課</u> 、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会）、市町		県（危機管理課、 <u>健康福祉総務課</u> 、感染症対策課、河川砂防課、教育委員会）、市町		
2 指定避難所の指定、整備		2 指定避難所の指定、整備		
(1) 略		(1)～(3) 略		

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、<u>パーティション</u> ・ 非常用電源、ガス整備 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器 ・ <u>暑さ・寒さ対策に必要な冷暖房設備</u> ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備 <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市町は、感染症対策のため、<u>平時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含</p>	<p>(2) 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド ・ 非常用電源、ガス整備 ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器 ・ 衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器 <p>・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備</p> <p><u>また、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p><u>備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 市町は、感染症対策のため、<u>平常時</u>から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 市町は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。また、必要に応じて、協定・届出避難所として位置付けた避難所の情報を県に提供する。</u></p> <p>(7) 略</p>	<p>め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p>
<p>8 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>略</p> <p>また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアル<u>または避難所運営のために実施が必要な項目を列挙したタイムライン</u>の作成に努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>8 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>略</p> <p>また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、市町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。</p> <p>略</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>10 要配慮者への対応</p> <p>市町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平時</u>から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。</p>	<p>10 要配慮者への対応</p> <p>市町は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、<u>平常時</u>から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。</p>
<p>第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、市町、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部</p>	<p>第24節 食料、飲料水及び生活物資確保計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課、水産課）、市町、香川県広域水道企業団、（公社）日本水道協会香川県支部</p>
<p><u>1 物資の備蓄</u></p> <p><u>(1) 市町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量を推計し、推計した必要備蓄量の確</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>保に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</p> <p>(2) 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。</p> <p>(3) 県及び市町は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。また、災害時に迅速に物資調達、輸送調整に必要な情報の伝達が行えるよう、新物資システム（B-PLo）の研修や訓練の実施に努めるものとする。</p>	
<p><u>2 食料等の確保</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>	<p><u>1 食料等の確保</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、<u>食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることの</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p><u>3 飲料水の確保</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>	<p>ないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p> <p><u>2 飲料水の確保</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、<u>飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>
<p><u>4 生活物資の確保</u></p> <p>県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。</p>	<p><u>3 生活物資の確保</u></p> <p>県及び市町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、<u>生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る</u>。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>5 住民による備蓄</u> 略</p> <p><u>6 物資の集積拠点の指定</u></p> <p>(1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を<u>新物資システム（B-P L o）</u>に登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>(2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を<u>新物資システム（B-P L o）</u>に登録しておくものとする。</p>	<p>力を得て調達の確保を図る。</p> <p>また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</u></p> <p><u>4 住民による備蓄</u> 略</p> <p><u>5 物資の集積拠点の指定</u></p> <p>(1) 県は、他県等からの緊急物資等（医薬品等を含む。）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定し、その情報を<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録しておくものとする。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>(2) 市町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>に登録しておくものとする。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後					修 正 前				
【一次（広域）物資拠点支援施設】					【一次（広域）物資拠点支援施設】				
番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地	番号	事業者名	施設名	施設の種別	所在地
略									
15	香川県	あなぶきアリー ナ香川	その他	高松市サンポート					
16	(株) ムロオ	高松支店坂出番 の州ターミナル	倉庫	坂出市番の州町 18-5					
17	(株) エフエ ーエス	三野倉庫	倉庫	三豊市三野町大見字 雁股甲 1610-1					
18	シモハナ物流 (株)	善通寺第二営業 所	倉庫	善通寺市生野町字原 383-1					
19	佐川急便 (株)	高松営業所	トラック	高松市朝日町 4-10- 22					
20	東洋物産(株)	二条大麦定温検 疫倉庫	倉庫	坂出市築港町 2-310- 112					

第26節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関

県（男女参画・県民活動課、危機管理課、保健福祉総務課、循環型社会推進課）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、香川県災害中間支援組織

1 連携体制の強化

第26節 ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

主な実施機関

県（男女参画・県民活動課、危機管理課、健康福祉総務課）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部

1 協力体制の確立

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>(1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、N P O ・ボランティア等と連携し、<u>平時</u>から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の<u>強化</u>に努める。<u>また、国</u> <u>データベースに登録された被災者援護協力団体との平時からの連携強化</u> <u>に努める。</u></p> <p>(2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において<u>N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う香川県災害中間支援組織及び香川県災害ボランティア支援センターを設置・運営する者</u>（県社会福祉協議会等）と平時から相互に協力し、その機能強化に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 県は、平時から全国域において活動を行う災害中間支援組織である指 定公共機関〔特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネット ワーク（J V O A D）〕と連携し、情報共有や訓練・研修等を通じて、災 害時における官民連携体制の強化を図るものとする。</p>	<p>(1) 県及び市町は、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、N P O ・ボランティア等と連携し、<u>平常時</u>から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の<u>確立</u>に努める。</p> <p>(2) 県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において<u>活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化</u>に努めるとともに、<u>県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者</u>（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(3) 略</p>
<p>2 ボランティア活動の啓発等</p> <p>(1) 県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。</p> <p>(2) 県及び市町は、関係団体との連携により、<u>災害時のボランティア活動</u> <u>や避難所運営等に関する研修・訓練の制度</u>、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全</p>	<p>2 ボランティア活動の啓発等</p> <p>県及び市町は、関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。</p> <p><u>また、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、N P O ・ボランティア等との連携</u>により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(3) 県及び市町は、そのほか、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</p>	<p>確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やN P O・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p>
<p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（国際課、危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課、<u>空港振興課</u>）、市町</p> <p>1 社会福祉施設等入所者の対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、<u>平時</u>から近隣施設、 	<p>第27節 要配慮者対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（国際課、危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課、観光振興課）、市町</p> <p>1 社会福祉施設等入所者の対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、<u>平常時</u>から近隣施設、

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。</p> <p>略</p>	<p>設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。</p> <p>略</p>
<p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。</p>	<p>2 在宅の避難行動要支援者の対策</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、市町に対し助言、情報提供等を行う。</p>
<p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>市町及び県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整</p>	<p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>市町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(6) 市町は、市町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>略</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、<u>平時</u>から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会<u>や訓練</u>の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>	<p>備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>略</p> <p>市町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 市町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、市町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、<u>平常時</u>から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 県は、市町における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などを提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p>
<p>4 外国人の対策</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県は、災害時にも外国人<u>への情報発信や支援活動を円滑に行うため、通訳ボランティアや外国人防災リーダー等の確保を図る。</u></p>	<p>4 外国人の対策</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 県は、災害時にも外国人<u>が円滑にコミュニケーションを図れるよう、通訳ボランティア等の確保を図る。</u></p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第29節 防災知識等普及計画	第29節 防災知識等普及計画
1 防災思想の普及	1 防災思想の普及
<p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など<u>平時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。</p> <p>略</p>	<p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など<u>平常時</u>から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、市町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。</p> <p>略</p>
3 住民に対する普及啓発	3 住民に対する普及啓発
(1) 略	(1) 略
(2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、 <u>平時</u> から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。	(2) 県及び市町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、 <u>平常時</u> から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。
なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、	なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとし、

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼育についての準備 <p>略</p>	<p>県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備 <p>略</p>
<p>9 災害教訓の伝承</p> <p>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰靈祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>9 災害教訓の伝承</p> <p>住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</p> <p>略</p>
<p>第30節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。</p> <p>略</p> <p>また、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織</p>	<p>第30節 自主防災組織育成計画</p> <p>1 地域住民の自主防災組織</p> <p>(1) 災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。</p> <p>略</p> <p>また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。</p> <p><u>平時から</u>の活動 · <u>平時からの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</u>及 略</p>	<p>は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。</p> <p><u>平常時</u>の活動 · <u>平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及</u>及 略</p>
<p>第31節 被災動物の救護体制整備計画</p> <p>災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るために、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、<u>平時</u>から市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。</p>	<p>第31節 被災動物の救護体制整備計画</p> <p>災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るために、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、<u>平常時</u>から市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。</p>
<p>4 被災動物救護活動対策</p> <p>県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。</p> <p>また、県は、<u>平時</u>から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。</p>	<p>4 被災動物救護活動対策</p> <p>県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備するとともに、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望に対応するなど、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動等ができるよう協力、支援する。</p> <p>また、県は、<u>平常時</u>から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。</p>
<p>第32節 帰宅困難者対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、観光振興課、空港振興課）、市町</p>	<p>第32節 帰宅困難者対策計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、観光振興課）、市町</p>

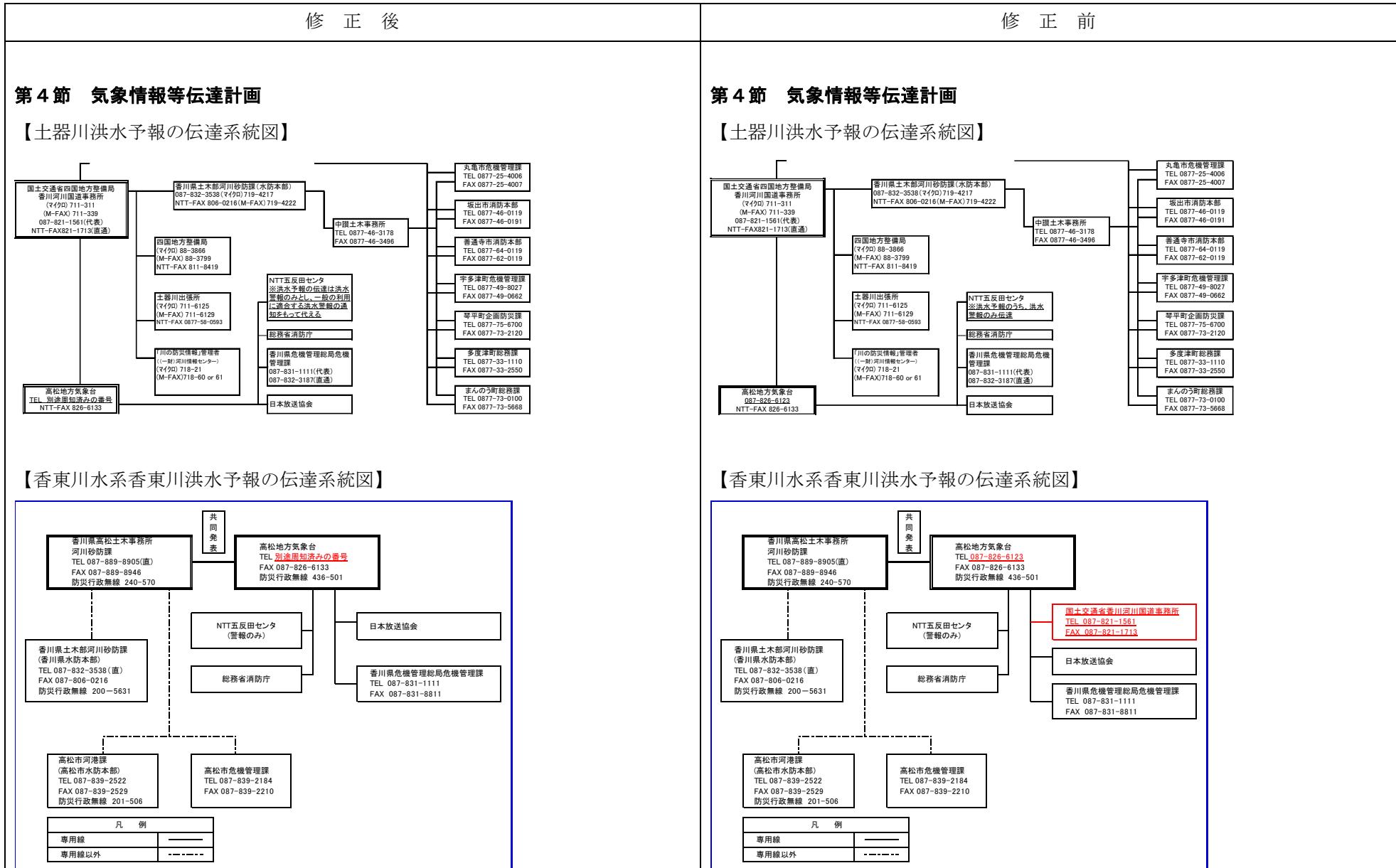
香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前																																
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するに当たり、災害応急対策に従事する者の<u>健康管理等を徹底し</u>、安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>2 県の動員配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>【風水害の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">配備基準</th> <th style="width: 45%;">配 備 所 属</th> <th style="width: 30%;">本部体制等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第2次配備</td> <td style="vertical-align: top;">大雨、洪水等の警報が発表されたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 </td> <td style="vertical-align: top;">水防本部体制で対応</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配 備 所 属	本部体制等	略				第2次配備	大雨、洪水等の警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 	水防本部体制で対応	略				<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 活動体制計画</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、県、市町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるよう、活動体制を整備する。なお、災害応急対策を実施するに当たり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>2 県の動員配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>【風水害の場合】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">配備基準</th> <th style="width: 45%;">配 備 所 属</th> <th style="width: 30%;">本部体制等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">第2次配備</td> <td style="vertical-align: top;">大雨、洪水等の警報が発表されたとき</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、<u>教育委員会総務課</u> ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 </td> <td style="vertical-align: top;">水防本部体制で対応</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	配 備 所 属	本部体制等	略				第2次配備	大雨、洪水等の警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、<u>教育委員会総務課</u> ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 	水防本部体制で対応	略			
区分	配備基準	配 備 所 属	本部体制等																														
略																																	
第2次配備	大雨、洪水等の警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課 ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 	水防本部体制で対応																														
略																																	
区分	配備基準	配 備 所 属	本部体制等																														
略																																	
第2次配備	大雨、洪水等の警報が発表されたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理課 ・ 広聴広報課、森林・林業政策課、土地改良課、農村整備課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課、住宅課、<u>教育委員会総務課</u> ・ 小豆総合事務所、林業事務所(2)、土地改良事務所(3)、水産試験場、土木事務所(4)、高松港管理事務所 	水防本部体制で対応																														
略																																	

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

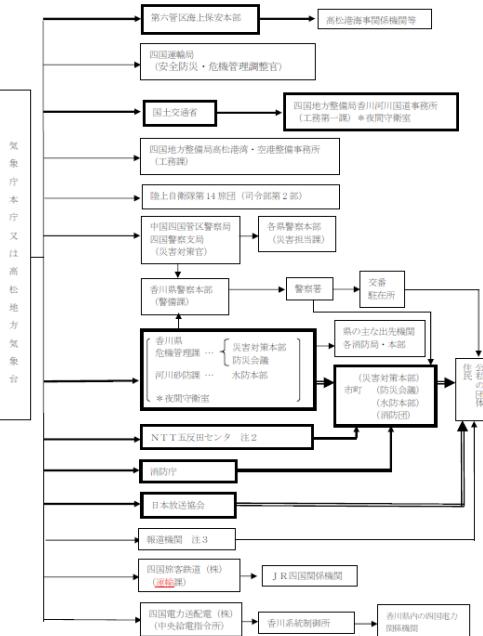
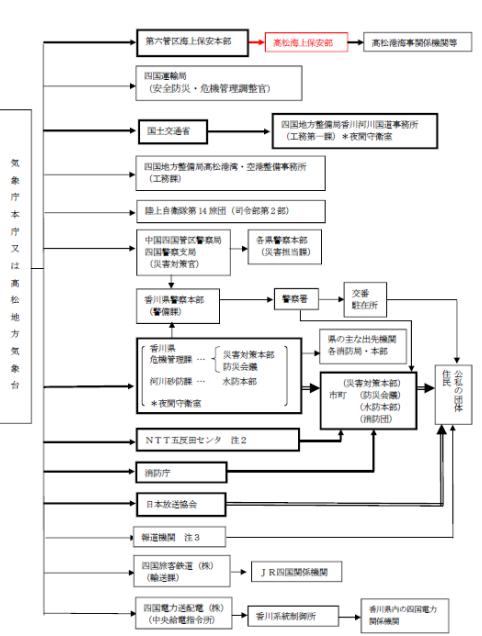
修 正 後	修 正 前
<p>第2節 広域的応援計画</p> <p>2 市町の応援要請等</p> <p>(2) 県に対する応援要請等</p> <p>①・② 略</p> <p>③ <u>市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施を要請する。</u></p> <p>④ 略</p> <p>(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請等</p> <p>① 略</p> <p>② <u>市町は、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>8 他都道府県等への応援</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣 県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施<u>や被災者の健康管理</u>を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）<u>や保健師等チーム</u>の応援派遣を行うものとする。</p>	<p>第2節 広域的応援計画</p> <p>2 市町の応援要請等</p> <p>(2) 県に対する応援要請等</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 略</p> <p>(3) 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請 略</p> <p>(4) 略</p> <p>8 他都道府県等への応援</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣 県等は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の応援派遣を行うものとする。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表



香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後				修 正 前			
【香東川水系香東川洪水予報の伝達先】				【香東川水系香東川洪水予報の伝達先】			
伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当官署	伝達先	伝達方法	電話番号 FAX 番号	担当官署
略				略			
香川県危機管理総局危機管理課	略			香川県危機管理総局危機管理課	略		
日本放送協会	略			国土交通省香川河川国道事務所	〃	TEL 087-821-1561 FAX 087-821-1713	
略				日本放送協会	略		

【気象警報等の伝達系統図】		【気象警報等の伝達系統図】	
			

(注) 1 大綱は、法令(気象警報法等)に規定される伝達経路を示す。二重の大綱は、特別警報が発表された際に、通常もしくは特別警報が発表されている伝達経路を示す。
 2 地方警報機関とは、西日本放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陰新聞社、共同通信社である。
 3 NTT五反田センターへ特約警報及び警報の受取及び辨別だけを通知する。
 4 電通機関とは、西日本放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陰新聞社、共同通信社である。

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>第5節 災害情報収集伝達計画</p> <p>1 情報の収集伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を<u>防災IoTシステム等を活用し</u>、官邸及び政府本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。</p> <p>③～⑥ 略</p> <p>(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、市町<u>や</u>防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、<u>新総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して</u>詳細な被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。</p> <p>③ 略</p> <p>2 直接即報基準に該当した場合の報告</p>	<p>第5節 災害情報収集伝達計画</p> <p>1 情報の収集伝達</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる偵察、災害現場への職員の派遣等により必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。また、必要な情報については、市町、防災関係機関へ提供するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。</p> <p>③～⑥ 略</p> <p>(3) 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達</p> <p>① 略</p> <p>② 県は、市町<u>からの</u>情報、防災関係機関からの情報、自ら収集した情報を整理し、消防庁へ報告する。また、必要に応じて<u>詳細な</u>被害情報、応急対策活動状況等を関係省庁へ報告する。</p> <p>③ 略</p> <p>2 直接即報基準に該当した場合の報告</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修正後	修正前
①～③ 略	①～③ 略
④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの	④ 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの
<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 津波、風水害、雪害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの 等
【被害状況等情報収集伝達系統図】	【被害状況等情報収集伝達系統図】
<p>* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課で報告する。</p>	<p>* 小豆総合事務所については、それぞれの事務を主管する部局の課で報告する。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
第8節 災害救助法適用計画	第8節 災害救助法適用計画
主な実施機関 県（ <u>保健福祉総務課</u> ）、市町	主な実施機関 県（ <u>健康福祉総務課</u> ）、市町
3 救助の種類等 (1) 救助の種類 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。 ①～⑤ 略 <u>⑥ 福祉サービスの提供</u> <u>⑦～⑪</u> 略	3 救助の種類等 (1) 救助の種類 災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市町長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。 ①～⑤ 略 <u>⑥～⑩</u> 略
第10節 医療救護計画	第10節 医療救護計画
主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（ <u>医療政策課</u> 、 <u>薬務課</u> 、 <u>感染症対策課</u> 、 <u>病院局県立病院課</u> ）、（独） <u>国立病院機構</u> 、日本赤十字社香川県支部、自衛隊	主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（ <u>医務国保課</u> 、 <u>薬務課</u> 、 <u>感染症対策課</u> 、 <u>病院局県立病院課</u> ）、（独） <u>国立病院機構</u> 、日本赤十字社香川県支部、自衛隊
1 現地医療体制 (1) 医療救護班の派遣	1 現地医療体制 (1) 医療救護班の派遣

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
①・② 略	①・② 略
③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMA T指定医療機関、D P A T登録医療機関、災害支援ナース協定締結施設、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、 <u>災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。	③ 県は、自ら必要と認めた場合、又は市町から応援要請があった場合は、DMA T指定医療機関、D P A T登録医療機関、災害支援ナース協定締結施設、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、広域救護病院及び関係団体・機関に対して、災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム（J M A T香川）、日赤救護班や広域医療救護班等の派遣要請を行い、県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。その際、 <u>災害医療コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
④ 略	④ 略
⑤ 県は、他県のDMA T等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMA T参集については空路参集を考慮する。その際、 <u>災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。	⑤ 県は、他県のDMA T等の受入調整を行うものとし、遠方からのDMA T参集については空路参集を考慮する。その際、 <u>災害医療コーディネーター</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。
⑥ 県は、DMA Tの活動と並行して、また、DMA T活動の終了以後、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県災害リハビリテーション支援協会（香川J R A T）、香川県栄養士会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図	⑥ 県は、DMA Tの活動と並行して、また、DMA T活動の終了以後、香川県医師会、日本赤十字社香川県支部、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとの医療センター、国立大学法人香川大学医学部附属病院、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会、香川県看護協会、香川県災害リハビリテーション支援協会（香川J R A T）、香川県栄養士会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所・救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交替により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p>
<p>2 広報医療体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域救護病院の医療救護</p> <p>① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>② 略</p>	<p>2 広報医療体制</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広域救護病院の医療救護</p> <p>① 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言を行うものとする。</p> <p>② 略</p>
<p>3 保健医療福祉活動の総合調整</p> <p>県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療<u>福祉</u>活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害薬事コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p>	<p>3 保健医療福祉活動の総合調整</p> <p>県は、必要に応じて、災害対策本部健康福祉部に香川県保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うとともに、市町の医療救護活動を支援するものとし、その際、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p><u>また、県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所は保健医療福祉調整地域本部を設置するものとし、その際、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターは、保健所に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p>	
<p>4 傷病者の搬送</p> <p>重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 県は必要に応じて、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。</u></p>	<p>4 傷病者の搬送</p> <p>重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>第12節 交通確保計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、交通政策課、<u>空港振興課</u>、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)</p>	<p>第12節 交通確保計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（危機管理課、交通政策課、道路課、港湾課）、警察本部、市町、四国地方整備局、四国運輸局、高松空港事務所、高松海上保安部、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、高松空港(株)</p>
<p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等</p> <p>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握</p>	<p>1 陸上交通の確保</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等</p> <p>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開を行い、<u>緊急車両の通行の確保</u>に努める。</p> <p>① <u>道路啓開</u>について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②・③ 略</p> <p>④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開<u>等（雪害においては除雪を含む。）</u>を行い、<u>道路機能の確保</u>に努める。</p> <p>① <u>路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）</u>について、道路管理者等、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。</p> <p>②・③ 略</p> <p>④ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開<u>等（雪害における除雪を含む。）</u>に必要な人員、資機材等の確保に努める。</p> <p>(4)・(5) 略</p>
<p>第13節 避難計画</p> <p>6 指定避難所の開設</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。</p> <p>市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員、<u>避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID</u>等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p>	<p>第13節 避難計画</p> <p>6 指定避難所の開設</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 市町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。</p> <p>市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>7 指定避難所の運営</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初から<u>プライバシー確保のためのパーティションや簡易ベッドを設置することや、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努め、快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努めるものとする。</u>また、<u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。</u></p> <p>また、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 市町は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。</p>	<p>7 指定避難所の運営</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置する<u>よう努めるほか、照明、換気、食事供与、より快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。</u></p> <p>また、<u>避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p>特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 市町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、<u>キッズスペースや学習スペースの設置</u>など、女性や子育て家庭、<u>こども・若者</u>のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。</p>
<p>10 広域一時滞在</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p>	<p>10 広域一時滞在</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>第14節 食料供給計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊</p>	<p>第14節 食料供給計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>、経営支援課、農業生産流通課）、自衛隊</p>
<p>1 食料の調達</p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>新物資システム(B-PLO)</u>を活用し、県に対して調達又は斡旋</p>	<p>1 食料の調達</p> <p>(1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、県に対して調達又</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>を要請する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>新物資システム(B-P L o)</u>を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。</p> <p>(7)・(8) 略</p>	<p>は斡旋を要請する。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。</p> <p>(7)・(8) 略</p>
<p>第15節 給水計画</p> <p>1 給水の確保等</p> <p>(1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、<u>水道事業者が被災地に近い配水池等から給水車で応急給水所に運搬し確保する。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>第15節 給水計画</p> <p>1 給水の確保等</p> <p>(1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車<u>又は容器により運搬して確保する。</u></p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>3 給水の実施</p> <p>(1) 水道事業者は、<u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、次の給水活動を行う。</u></p> <p>①・② 略</p> <p>③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、<u>応急給水所に、給水車により飲料水等を運搬する。</u></p> <p>④ <u>市町と連携し、住民に対して、応急給水活動に関する情報の提供を行う。</u></p> <p>⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、<u>県や(公社)日本水道協会香川県支部、国土交通省</u>に対して、応援等を要請する。</p>	<p>3 給水の実施</p> <p>(1) 水道事業者は、次の給水活動を行う。</p> <p>①・② 略</p> <p>③ 飲料水の確保が困難な地域に対して、<u>給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。</u></p> <p>④ 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。</p> <p>⑤ 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、<u>県又は(公社)日本水道協会香川県支部</u>に対して、応援等を要請する。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
第16節 生活必需品等供給計画	第16節 生活必需品等供給計画
主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、 <u>保健福祉総務課</u> 、経営支援課）	主な実施機関 市町（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市町が行う。）、県（危機管理課、 <u>健康福祉総務課</u> 、経営支援課）
1 生活必需品等の調達 (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、 <u>新物資システム(B-PLo)</u> を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。 (2)～(5) 略 (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、 <u>新物資システム(B-PLo)</u> を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。 (7) 略	1 生活必需品等の調達 (1) 市町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。 (2)～(5) 略 (6) 県は、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じて、 <u>物資調達・輸送調整等支援システム</u> を活用し、国に対して調達、供給の要請を行う。 (7) 略
第17節 防疫及び保健衛生計画	第17節 防疫及び保健衛生計画
主な実施機関 県（ <u>保健福祉総務課</u> 、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、保健所）、高松市（高松市保健所）、市町	主な実施機関 県（ <u>健康福祉総務課</u> 、障害福祉課、感染症対策課、生活衛生課、保健所）、高松市（高松市保健所）、市町

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>第18節 廃棄物処理計画</p> <p>1 処理体制</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 災害発生時における浄化槽の対応について、浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。</p>	<p>第18節 廃棄物処理計画</p> <p>1 処理体制</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 災害発生時における浄化槽の対応について、<u>設置者講習会を通じて</u>浄化槽管理者である住宅等の所有者に自ら点検する方法などを周知するほか、浄化槽の応急対策や復旧についての関係団体との連携を強化する。</p>
<p>第23節 公共施設等応急復旧計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>保健福祉総務課</u>、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)</p>	<p>第23節 公共施設等応急復旧計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>健康福祉総務課</u>、子ども政策推進局、障害福祉課、土地改良課、水産課、土木監理課、技術企画課、道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、病院局県立病院課）、市町、四国総合通信局、中国四国農政局、四国地方整備局、高松空港事務所、高松海上保安部、NHK高松放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)、高松空港(株)</p>
<p>第26節 ボランティア受入計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（男女参画・県民活動課、危機管理課、<u>保健福祉総務課</u>、循環型社会推進課）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、<u>香川県災害中間支援組織</u></p>	<p>第26節 ボランティア受入計画</p> <p>主な実施機関</p> <p>県（男女参画・県民活動課、危機管理課、<u>健康福祉総務課</u>）、市町、香川県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>1 受入体制の整備</p> <p>(1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部及び香川県災害中間支援組織にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・ボランティア等及び災害中間支援組織（N P O・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 香川県災害中間支援組織は、県、市町、社会福祉協議会、N P O等と連携・情報共有を図りながら、県内外からの支援団体や専門性を有するN P O・ボランティア等、多様な団体の活動支援や活動調整を行う。</p>	<p>1 受入体制の整備</p> <p>(1) 県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県及び市町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているN P O・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>(4)・(5) 略</p>
<p>2 ボランティアの受入方法</p>	<p>2 ボランティアの受入方法</p> <p>(1) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(1) 略	(2) 略
(2) 災害ボランティアセンターは、被災者の状況・ニーズの把握に努め、 災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。また、ボランティアの受け入れ態勢が整い次第、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。	(3) 災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。
(3) 香川県災害中間支援組織は、被災者ニーズや支援状況等の情報を収集・整理し、県、市町、社会福祉協議会等との連携のもと、N P O ・ボランティア団体等の支援者との情報共有を行う。また、ホームページやN P O ・ボランティア団体等のネットワークを活用した情報発信を行う。	3 ボランティアの活動分野 (1)・(2) 略 (3) 香川県災害中間支援組織の主な役割 ・ 専門性を有するN P O ・ボランティア等の受入調整及び活動調整 ・ 情報収集及び情報共有会議等の開催 ・ 被災者向け及び支援者向けの情報発信 ・ 香川県災害ボランティア支援センターの活動支援
(削除)	3 ボランティアの活動分野 (1)・(2) 略 4 その他ボランティアへの対応 (1) 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心とな

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
	<p>って、受入、派遣等に係る調整を行う。</p> <p>(2) 香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。</p>
第27節 要配慮者応急対策計画	第27節 要配慮者応急対策計画
主な実施機関	主な実施機関
県（国際課、危機管理課、 <u>保健福祉総務課</u> 、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、市町	県（国際課、危機管理課、 <u>健康福祉総務課</u> 、長寿社会対策課、子ども政策推進局、障害福祉課）、市町
5 香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）	5 香川県災害派遣福祉チーム（DWAT）
(1) 略	(1) 略
(2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の <u>避難所</u> 、 <u>福祉避難所</u> 、 <u>在宅避難</u> 及び <u>車中泊避難等</u> における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。 ① 避難所等の福祉ニーズ把握 ②～⑤ 略	(2) DWATは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の <u>指定避難所等</u> における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行うこととする。 ① 指定避難所等の福祉ニーズ把握 ②～⑤
第32節 航空災害対策計画	第32節 航空災害対策計画
主な実施機関	主な実施機関
県（危機管理課、 <u>空港振興課</u> ）、警察本部、市町、高松空港事務所、高松海上保安部、高松空港(株)	県（危機管理課、 <u>交通政策課</u> ）、警察本部、市町、高松空港事務所、高松海上保安部、高松空港(株)

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
<p>3 県の応急対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 消防機関<u>等</u>からの要請に応じて、ドクターへリ又は防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。</p>	<p>3 県の応急対策</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市町又は</u>消防機関からの要請に応じて、ドクターへリ又は防災ヘリコプターを出動させ救急搬送を行う。</p>
<p>第35節 原子力災害対策計画</p> <p>原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、<u>緊急時モニタリング</u>の実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。</p>	<p>第35節 原子力災害対策計画</p> <p>原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、<u>緊急時の環境放射線モニタリング</u>の実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。</p>
<p>主な実施機関</p> <p>県（水資源対策課、財産経営課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>保健福祉総務課</u>、<u>医療政策課</u>、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、<u>空港振興課</u>、県産品振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、住宅課、病院局、教育委員会）、警察本部、市町、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力（株）、中国電力（株））、防災関係機関</p>	<p>主な実施機関</p> <p>県（水資源対策課、財産経営課、広聴広報課、危機管理課、くらし安全安心課、環境管理課、森林・林業政策課、循環型社会推進課、<u>健康福祉総務課</u>、<u>医務国保課</u>、薬務課、生活衛生課、産業政策課、観光振興課、県産品振興課、農業経営課、農業生産流通課、畜産課、水産課、技術企画課、下水道課、住宅課、病院局、教育委員会）、警察本部、市町、香川県広域水道企業団、原子力事業者（四国電力（株）、中国電力（株））、防災関係機関</p>
<p>2 原子力事業者の応急対策</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 原子力事業者の応急対策</p> <p>(1) 略</p>

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(2) 速やかな連絡の実施 原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第15条に規定する <u>原子力緊急事態</u> （原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。	(2) 速やかな連絡の実施 原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第10条に規定する <u>特定事象</u> （原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。
(3) 略	(3) 略
5 市町の応急対策 (1)・(2) 略 (3) 県内で測定された <u>大気中の放射性物質の濃度及び環境試料中の放射性物質濃度</u> の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。 略 (4)・(5) 略	5 市町の応急対策 (1)・(2) 略 (3) 県内で測定された <u>大気中の放射線量</u> の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。 略 (4)・(5) 略
第38節 林野火災対策計画 1 市町の応急対策 (1) 大規模な火災が発生したときは、 <u>急激な延焼拡大や火災の長期化</u> にも的確に対応できるよう、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。	第38節 林野火災対策計画 1 市町の応急対策 (1) 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
2 県の応急対策	2 県の応急対策
(1) <u>林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、市町及び関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。</u>	(1)～(3) 略
(2)～(4) 略	
(5) <u>防災航空隊及び自衛隊等による迅速かつ効果的な空中消火を行っため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。</u>	
第4章 災害復旧計画	第4章 災害復旧計画
第1節 復旧復興基本計画	第1節 復旧復興基本計画
2 計画的復興	2 計画的復興
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に <u>復興まちづくりを行えるよう</u> 、復興事前準備の取組みを推進するものとする。	(4) 県及び市町は、被災後に早期かつ的確に <u>市街地復興計画を策定できるよう</u> 、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
第3節 被災者等生活再建支援計画	第3節 被災者等生活再建支援計画
主な実施機関	主な実施機関
県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、保健福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農政課、水産課、住宅	県（広聴広報課、税務課、危機管理課、くらし安全安心課、森林・林業政策課、健康福祉総務課、経営支援課、労働政策課、農政課、水産課、住宅

香川県地域防災計画【一般対策編】 新旧対照表

修 正 後	修 正 前
課)、市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、四国行政評価支局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会	課)、市町、四国財務局、高松国税局、香川労働局、四国経済産業局、四国行政評価支局、日本銀行高松支店、香川県社会福祉協議会
2 被災証明・罹災証明書の交付 (1)・(2) 略 (3) 体制確立に向けた平時の取組み等 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や <u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等</u> を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 略 県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や <u>不動産鑑定士や行政書士等の土業団体その他の民間団体との応援協定の締結等</u> を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。	2 被災証明・罹災証明書の交付 (1)・(2) 略 (3) 体制確立に向けた平時の取組み等 市町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> 略 県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。
第4節 義援金等受入配分計画 主な実施機関 県（ <u>保健福祉総務課</u> ）、市町、日本赤十字社香川県支部	第4節 義援金等受入配分計画 主な実施機関 県（ <u>健康福祉総務課</u> ）、市町、日本赤十字社香川県支部